日本史Ａ（鵜飼政志）　第２回　テスト範囲と課題（末尾）

34-35 頁から幕末です。アメリカ・ペリー艦隊の来航と欧米の圧力によって一方的な条約を結ばされる日本、というのが概略です。しかし、これは明治の頃からいわれた俗説にすぎません。事実は異なります。

ペリーの写真は教科書にあります。阿部正弘はネットで探せばでてきます。

そもそも、1867（慶応３）年、幕府は将軍・徳川慶喜の大政奉還によって政権返上とその約２ヵ月後の政治クーデタ（王政復古政変）によって崩壊し、その後の内乱（戊辰戦争）を経て新政権である天皇政府（明治政府）の基盤が確立します。政治クーデタから革命を経て、社会は大きく変化していきます。では、前の社会はいかなるものであったのか。なぜ徳川幕府は崩壊したのか。多くの人々は理由を知りませんでしたし、また勝海舟らが幕府の重要資料を焼却してしまったこともあり、確認する術も乏しかったといえます。そのため、徳川幕府の性格や実情を語ったのは、旧幕臣であっても核心を知らない一部の人々でした（例えば、福澤諭吉や福地源一郎）。したがって、私たちは徳川幕府について、漠然といわれたことをそのまま事実として受けとめてきました。しかし、それでは徳川社会が大きく変貌していた幕末などを語るには無理があります。

少し知るべき前提的な事実を説明してみます。

現在、世間一般にいわれてきたのは以下のようなことではないでしょうか。

次の図は、徳川幕藩体制といわれるものです。徳川本家（＝宗家～将軍家）が、その家臣とともに権力を掌握し、外様といわれた諸大名は徳川権力に置かれ、実質的に支配されたという理解です。また、徳川宗家のほかに、宗家の親族である親藩、さらに将軍家を支えるものとして水戸・尾張・紀州の御三家が特別に遇された御三家、さらに８代将軍吉宗の代に御三卿が創設されました。こ

れらは宗家から将軍が相続できない場合、後継をだすことができるとされました。ただし、御三家と宗家の関係は、8 代将軍吉宗を紀州から迎えたことで、時代とともに大きく変貌していきます。また、徳川宗家の親族は、慣習で政治に口をださないこととされました。この慣習があったからこそ、前回述べた雄藩（ゆうはん）大名のような面々（めんめん）が出現したのです。

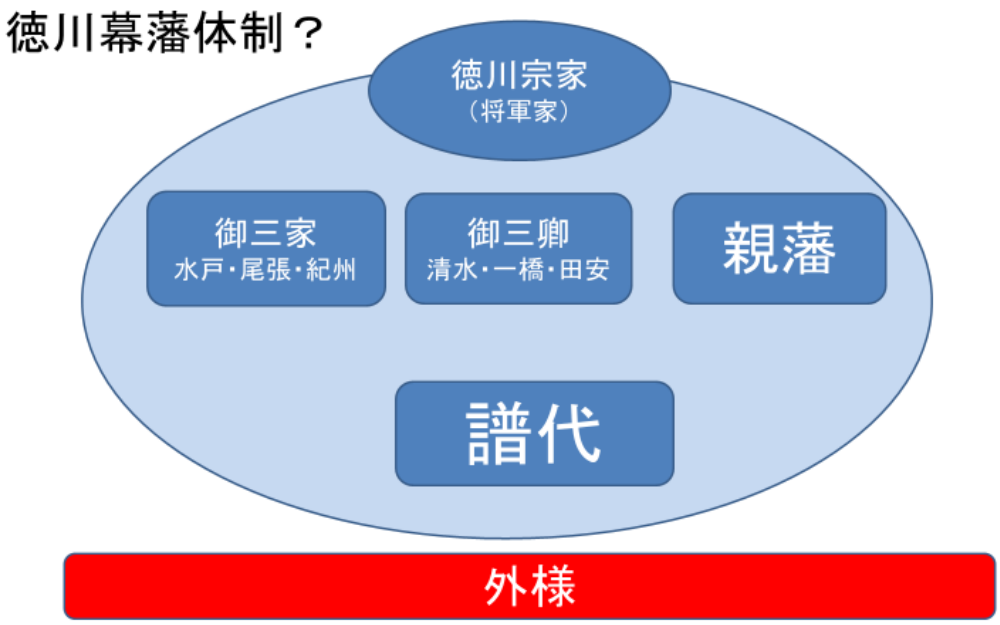

実際の将軍家（宗家）に対する諸大名の権力関係は、上記の概念図では説明できないものになっていきます。その説明は、明確な決まりがないので容易ではないですが、しばしば諸大名が在府中、毎月 1 度将軍に謁見する日が定められていましたが、その当日に江戸城における殿席（でんせき）（控え室）によって説明されます。どの部屋に遇せられるかが将軍との力関係を示すものといわれます。そして、控え室の決め方は、時の幕閣（幕政を担当した老中（ろうじゅう）や若年寄（わかどしより））によって決められましたので、たんに将軍家との関係というよりは、幕府との関係といえました。そしてこの序列は、状況によって変化することに注意しなければいけません。

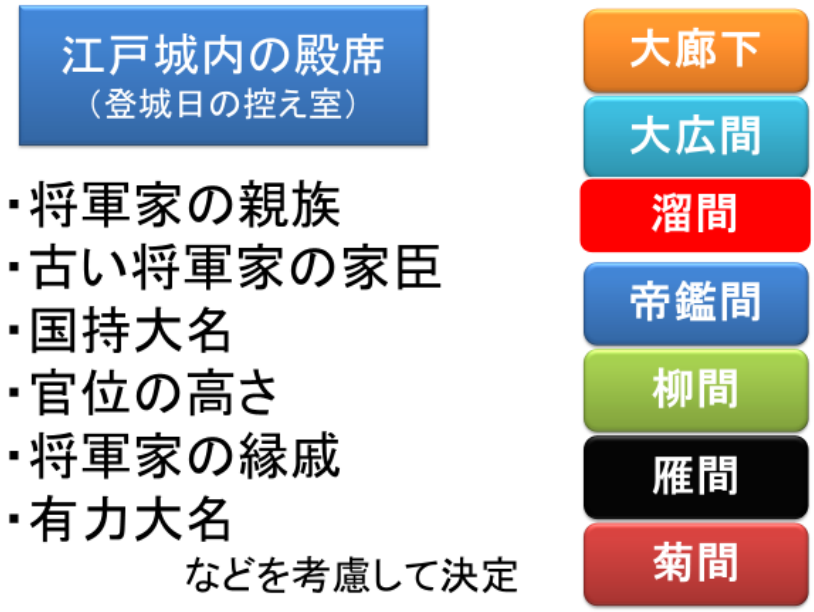

また、譜代大名（徳川将軍家の家来）や外様大名といった序列はあまり関係がありません。このことから、ペリー来航時、薩摩藩主島津斉彬が外様大名であるにもかかわらず、幕閣の評議がおこなわれる小部屋（大広間裏＝将軍着座間の裏）への出入りを許されたことがわかるはずです。島津家は、外様ですが、国持大名（薩摩・大隅の領主）であり官位（薩摩守など）も高く、かつ将軍家の縁戚（11代将軍家斉夫人は島津家出身）でした。例えば、下野国の黒羽藩大関氏などは、幕閣との親密な関係から外様でありながら、若年寄に任命されています。

将軍は誰が任命するのか

征夷大将軍職は、平安時代の坂上田村麻呂に遡るわけですが、その後は武家の棟梁である源頼朝に与えられ、大政（内政）の政事（政治）を担当するものとして認識され、その後は足利尊氏（室町幕府）に与えられました。ゆえに、以下の図のようなイメージを持つ人がいるかもしれません。

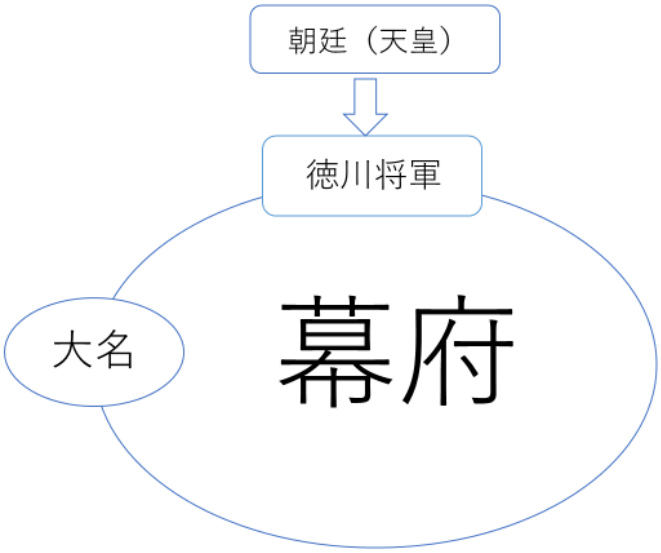

しかし、室町時代を経て、徳川家康に将軍職が与えられました。後、家康が２年で辞職し、息子の秀忠がその継嗣（あとつぎ）となった時、将軍職は世襲、つまり徳川宗家代々の当主に与えられることになっていきました。このことから、将軍と朝廷（天皇）の関係は、明確に位置づけられます。禁中公家諸法度がその典型ですが、朝廷（天皇）は、徳川幕府のなかの官位発行機関に位置づけられたのです。武家にとって、朝廷が発行する官位は支配の前提であり、その官位発行も徳川幕府を介して朝廷に実質的に命じられたのです。

この頃すでに、国学者などは天皇と武士との本来的な関係（武士は朝臣）に気がつき主張するものもいましたが、本音と建前のある日本の為政者たちには、それを理解するものは多くありませんでした。

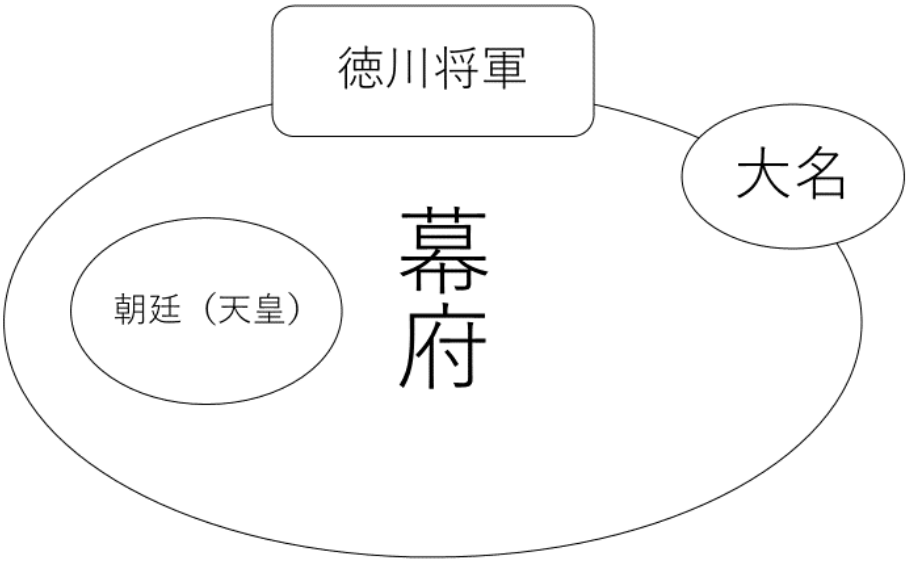

ペリー来航情報と徳川幕閣

アヘン戦争後、極東においてさらなる市場を求めるとすれば日本でした。欧米各国は、最大の大国イギリスの動向を注視し、香港総督ジョン・バウリングも日本遠征を主張しましたが、イギリス本国政府はその主張を斥けました。諸説ありますが、中国市場よりも極小な日本との関係をあえて求める必要はないというのです。しかし、イギリスの動向を利用しながら日本との関係を画策していたアメリカやロシア、そして既に日本との関係があるオランダも権利関係の拡大を画策していました。そのなかで具体的な日本への全権使節派遣を世界中に公表したのが新興国アメリカ合衆国です。合衆国政府の意図については諸説ありますが、対外的にアメリカの威信を世界に問う宣伝目的などもあったといえます。また、アメリカ側には太平洋横断航海を実行するという狙いもありました。蒸気船の時代になろうとしていた当時ですが、石炭の燃費が悪く、太平洋横断は危険がともなう冒険でもありました。しかし、新興国家ではあったにせよ、世界最大級の蒸気艦船を保有していたアメリカ海軍の存在は脅威でした。

そして、いくらかの人員変更などを経た後、合衆国海軍は、日本遠征の全権を既に退役していた

ペリー提督に委任したのでした。メキシコ戦争の英雄であったペリーは、最後の名誉として日本行きを承諾し、条件として2年前から計画を開始し（アメリカ東海岸からアフリカ・インド経由で日本方面へ）、その内容を世界に公表するというものでした。そこには、イギリスに対する競争心やペリーの功名心などがみてとれます。

日本（徳川幕府）は、アメリカ艦隊日本遠征情報を、長崎出島のオランダ商館から知らされることになります。オランダ商館は、毎年、海外事情をまとめて幕府に提出する義務がありました（「オランダ風説書」）が、特に重要な世界情勢については、「別段風説書」を提出することになっていました。この「別段風説書」からペリー来航情報を知ったのです。2 年後にいかなる対応をとるべきか。かつての古典的理解は、何も具体的な方策をとることができなかった徳川幕府は、ペリーのいいなりに条約を結ばされ、結果として幕府崩壊の始まりになったというものでした。外国側の動向も新たな研究によってかなり書き換えられていますが、ここでは日本側の動向について、近年の研究成果を紹介します。

老中首座・阿部正弘の決断―譲歩と幕政改革―

当時の幕閣を束ねていたのは阿部正弘（福山藩主）です。彼は失脚した水野忠邦の後任です。つまり、20 年近く老中首座の任にあったことになります。当時の徳川幕府は、財政を中心に改革が求められていました。しかし、改革が水野忠邦のように門閥層（保守層）に信任されなければ失脚するどころか、自らの領地すら保証されなくなります。特に、保守派の反対が強かった当時、洋学などから西洋の知識を用いて改革を実践しようとすることは困難でした。また、みずからの利害に固執する大奥の存在も改革の障害でした。にもかかわらず、阿部はなぜ長期にわたって政権を維持

できたのでしょうか。彼は、古典的評価では洋学に好意的な人物と評されますが、必ずしもそういうことはなく、大奥の緊縮財政を主張して問題視されていた前水戸藩主・徳川斉昭を海防参与として特別に登用するなど、むしろ開明派と保守派の権力バランスをうまく調整できた政治家というべきでしょう。

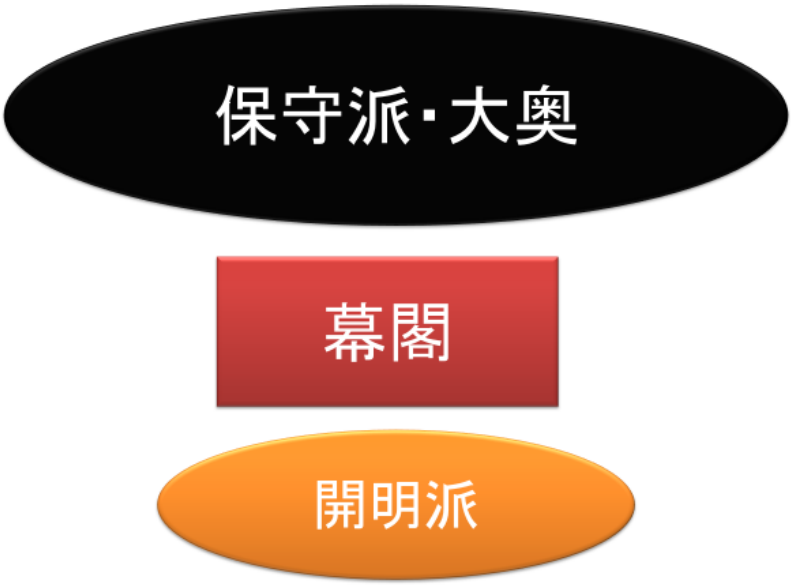

阿部は、頻繁ではないにせよ、欧米諸国による貿易や寄港要求には一定の譲歩、すなわち文面による約束、つまり条約調印が必要と考えていました。条約調印を最低限の譲歩と考えたのです。同時に、それが不可避なことを国内諸大名に理解させるため、ペリー来航時、アメリカ側から提出された合衆国大統領の国書（港の開港と貿易要求）を開示し、広く意見を求めたことで有名です。これをもって、阿部は「開国の恩人」かのような評価があります。たしかに阿部は保守派というよりも、ペリー来航以前から長崎出島オランダ商館を通じて、軍事顧問を招聘し、蒸気船操縦訓練をおこなわせるなど、西洋技術に寛容な開明派というべきです。他方、その政治力についてはきわめて権力バランスに配慮した為政者だったのです。

そもそも国書開示も初めてかのようにいわれますが、決して最初のことではなく、また、国内の

意見についてもある程度の見通しを持っていてのことでした。実際に上申された国書意見は、多くが貿易開始は否定する一方で、アメリカ船に対して薪水給与などの配慮は可とするものでした。阿部の狙いは、国内支配層の意見を把握したうえで、それを文章にまとめる、つまり条約調印をもって事態を乗り切ろうというものであったといえます。また、ペリー艦隊の動向を把握するため、琉球を実質支配している薩摩藩島津家を通じた情報入手につとめました。ペリーは、日本との交渉が失敗した場合に備えて、琉球王国との関係も模索していたからです。そのため、江戸で親交のあった薩摩藩主島津斉彬に協力を依頼し、特別に幕閣の評議がおこなわれる江戸城小部屋への出入りを許したのでした。

しかし、幕閣は保守派の影響力を懸念し、積極意見を主張することに消極的なものが多かったため、決断ができませんでした。そうしたなか、1853（嘉永6）年、ペリー艦隊4隻が浦賀に来航したのです。ペリーは、合衆国（前）大統領フィルモアの国書を贈呈し、その回答のため来春の再来を告げて中国方面に退去していきました。

「黒船」再来と条約調印

ペリーに続き、長崎には国境交渉を主目的としたロシア・プチャーチン艦隊が来航し、クリミア戦争（英仏がトルコを支援してロシアに戦線布告―極東シベリア方面にも波及）中のなか、同じく長崎と箱館（函館）にイギリスのスターリング艦隊が来航し、局外中立を要求していました。徳川斉昭を海防参与としていた幕閣は、彼の意見もあり、平和的な態度をみせていたプチャーチンを利用して、ロシアに先んじて条約を結び、アメリカを牽制しようと考えていました。しかし、ペリーは、予想よりも早く、翌年早々に再来しました。前回のペリー来航時に比べ、江戸湾や久里浜

（現在の横須賀市、浦賀の対岸）・浦賀の幕吏たちは、比較的冷静に対応しました。また、民衆も前回ほどの興味を示しませんでした。しかし、多くの外交担当の役人や通詞が長崎に出張していたことから、幕閣は混乱し、国書に対する回答と交渉開始を延引させます。他方、ペリーはアメリカ本国で政権が交代し、軍事力行使が制限されていたことから、早期の条約調印を主張し、江戸湾内での測量強行など態度を硬化させていました。結果として久里浜でおこなわれた日米会談には、儒学者の林大学頭（述斎）が全権として出席しました。林はもちろん外交の素人です。会談では、ペリーが貿易を含んだ条約調印を要求しますが、林は儒者ならではの大義名分を主張し、日本は貿易をおこなわないのが大義であると反論しました。しかし、条約調印を急ぐペリーは予想外の態度を示します。林の主張に理解を示して貿易要求を撤回し、現実的な条約調印を求めたのです。これに林も同意し、次の会談で概ねの内容が合意されました。これが日米和親条約です。

和親条約は、ペリーが要求した貿易に代わり、アメリカ船舶の寄港（下田・箱館）や薪水給与を認めましたが、そうした物資供給に対して物々交換だけでなく金銭支払いを認めたため、あたかも貿易が可能化のような解釈が成り立つなど曖昧な内容でした。また、ペリーが主張した最恵国待遇を当然の主張とみなして要求したため、既に長崎に来航していたプチャーチンなど他国との交渉に影響をおよぼすことになりました。

久里浜で交渉をおこない、横浜（村）で条約調印にあたって幕府側交渉委員たちは、最善の譲歩と考え、阿部たちもまた結果よしと考えました。しかし、和親条約は大きな波紋を与えることになります。和親条約とは、漢語の世界では戦争に負けた国が勝利した国の求めに応じて結ぶ条約のことを指します。ところが、アメリカ側の示唆もあって、これをフレンドリーな意味だと交渉委員は幕閣に回答しました。そしてなによりも、条約調印をもってアメリカは満足したと勝手に解釈した

のです。あくまで臨時の対応を紙面に明記しただけで、アメリカ船の来航などめったにないことと考えたのです。事態はそのようにいきませんでした。ペリーとの条約交渉に注視していたロシアや出島のオランダ商館は、最恵国待遇が条約に規定されていることから、自国との条約調印を求めていったのです。そのことの問題性を悟った長崎奉行たちは、事態を最小限に留めるとして、ロシアばかりかオランダとの条約交渉にも応じ、さらに条約調印を求めてもいないイギリスにも条約調印を提案していったのでした。

総じて日米和親条約は、英語・日本語・オランダ語・漢文の 4 か国語で条文が定められましたが、日本側通詞の能力的問題（有能な面々は長崎出張中）から、各国語の意味に微妙な違いが生じていました。特に英語と日本語との間には、まるで異なる意味と解釈できるような条文さえ存在したのです。このことが、2 年後、下田にアメリカ通商全権タウンセンド・ハリスが来日することになりました。ハリスは改めて貿易を要求したのです。

課題（提出条件は第 1 回と同じ）

1）最恵国待遇（または最恵国条款）について調べ、いかなるものか 100 字程度で記しなさい。

2)以下は日米和親条約第 11 条の日英両文です。意味が同じになるかどうか解説してください。

なお、アメリカ人でも同じという意見がありますが、違うことを前提で説明してください。

第十一条
両国政府に於て無拠有之候時は模様に寄り合衆国官吏の者下田に差置候儀も可有之尤約定調印より十八箇月後に無之候ては不及其儀候事

ARTICLES XI.
There shall be appointed by the government of the United States consuls or agents to reside in Simoda, at any time after the expiration of eighteen months from the date of the signing of this treaty; provided that either of the two governments deem such arrangements necessary.